

議案第 96 号

専決処分の報告及び承認を求めるについて

下記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 6 日提出

さいたま市長 清水勇人

記

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(別紙)

専決第19号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

平成30年3月30日

さいたま市長 清水勇人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>27万5,000円</u>を</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>27万円</u>を乗じて得た</p>

<p>乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ [略]</p> <p>(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>50万円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ [略]</p> <p>(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>49万円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>附 則 1～7 [略] (病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p>8 平成36年3月31日までの間、第3条第1項中「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p> <p>9～26 [略]</p>	<p>附 則 1～7 [略] (病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)</p> <p>8 平成30年3月31日までの間、第3条第1項中「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p> <p>9～26 [略]</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第21条第1項第2号及び第3号の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。